

議案第 20 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年（2019 年）2 月 15 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 執行機関の附属機関設置に関する条例（昭和 41 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の表市長の部宝塚市行政評価委員会の項の前に次のように加える。

宝塚市総合計画審議会	宝塚市総合計画の策定についての調査審議に関する事務	25 人以内	知識経験者又は市長が適当と認める者 11 人以内 市内の公共的団体等の代表者 10 人以内 公募による市民 4 人
------------	---------------------------	--------	---

第 1 条の表市長の部宝塚市公契約条例検討委員会の項の次に次のように加える。

宝塚市緑の基本計画検討委員会	都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の策定についての調査審議に関する事務	10 人	知識経験者 3 人 市内の公共的団体等の代表者 4 人 関係行政機関の職員 1 人 公募による市民 2 人
----------------	--	------	--

第 1 条の表市長の部宝塚市消費生活協議会の項の次に次のように加える。

宝塚市農業振興計画策定委員会	宝塚市農業振興計画の策定についての調査審議に関する事務	12 人以内	知識経験者又は市長が適当と認める者 3 人以内 市内の公共的団体等の代表者 6 人以内 関係行政機関の職員 1 人
----------------	-----------------------------	--------	---

			公募による市民 2人
--	--	--	------------

第1条の表市長の部宝塚市温泉審議会の項を次のように改める。

宝塚市観光振興会議	観光振興に関する重要な事項についての調査審議に関する事務	7人（必要に応じ臨時委員若干名を置く。）	知識経験者又は市長が適当と認める者 5人 関係行政機関の職員 1人 公募による市民 1人
-----------	------------------------------	----------------------	--

第2条 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条の表市長の部宝塚市総合計画審議会の項及び宝塚市農業振興計画策定委員会の項を削る。

第3条 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条の表市長の部宝塚市緑の基本計画検討委員会の項を削る。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は平成33年4月1日から、第3条の規定は平成34年4月1日から施行する。

議案第20号

執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
 執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)新旧対照表(第1条関係)  
 (現行)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長	宝塚市行政評価委員会	施策評価、事務事業評価等についての調査、審議に関する事務	6人	知識経験者 3人 市内の公共的団体等の代表者 2人 公募による市民 1人
	宝塚市公契約条例検討委員会	公契約に関する条例についての調査審議に関する事務	8人	知識経験者 3人 事業主を代表する者 2人 労働者を代表する者 2人 公募による市民 1人
	宝塚市消費生活協議会	消費生活に関する重要事項についての調査、審議に関する事務	12人以内	知識経験者 2人 市内の公共的団体等の代表者 5人以内 関係行政機関の職員 3人以内 公募による市民 2人
	宝塚市温泉審議会	温泉の開発、保護運営についての重要な事項の調査、審議に関する事務	8人	知識経験者又は市長が適当と認める者 5人 公募による市民 2人 関係行政機関の職員 1人

(改正案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属 する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長	宝塚市総合計画 審議会	宝塚市総合計画 の策定について の調査審議に関 する事務	25人以内	知識経験者又は 市長が適当と認 める者 11人以 内 市内の公共的団 体等の代表者 10人以内 公募による市民 4人
	宝塚市行政評価 委員会	施策評価、事務 事業評価等につ いての調査、審 議に関する事務	6人	知識経験者 3 人 市内の公共的団 体等の代表者 2人 公募による市民 1人
	宝塚市公契約条 例検討委員会	公契約に関する 条例についての 調査審議に関す る事務	8人	知識経験者 3 人 事業主を代表す る者 2人 労働者を代表す る者 2人 公募による市民 1人
	宝塚市緑の基本 計画検討委員会	都市緑地法(昭和 48年法律第72号) に基づく緑地の 保全及び緑化の 推進に関する基 本計画の策定に ついての調査審 議に関する事務	10人	知識経験者 3 人 市内の公共的団 体等の代表者 4人 関係行政機関の 職員 1人 公募による市民 2人
宝塚市消費生活 協議会	消費生活に関す る重要事項につ いての調査、審 議に関する事務	12人以内	知識経験者 2 人 市内の公共的団 体等の代表者 5人以内 関係行政機関の 職員 3人以内 公募による市民 2人	

<u>宝塚市農業振興 計画策定委員会</u>	<u>宝塚市農業振興 計画の策定につ いての調査審議 に関する事務</u>	<u>12人以内</u>	<u>知識経験者又は 市長が適当と認 める者 3人以 内</u> <u>市内の公共的団 体等の代表者</u> <u>6人以内</u> <u>関係行政機関の 職員 1人</u> <u>公募による市民</u> <u>2人</u>
<u>宝塚市観光振興 会議</u>	<u>観光振興に関す る重要な事項に ついての調査審 議に関する事務</u>	<u>7人(必要に応じ 臨時委員若干名 を置く。)</u>	<u>知識経験者又は 市長が適当と認 める者 5人</u> <u>関係行政機関の 職員 1人</u> <u>公募による市民</u> <u>1人</u>

執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)新旧対照表 (第2条関係)

※この新旧対照表については、第1条の規定による改正後の執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)を現行として作成しています。

(現行)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長	<u>宝塚市総合計画審議会</u>	<u>宝塚市総合計画の策定についての調査審議に関する事務</u>	<u>25人以内</u>	<u>知識経験者又は市長が適当と認める者 11人以内</u> <u>市内の公共的団体等の代表者 10人以内</u> <u>公募による市民 4人</u>
	宝塚市消費生活協議会	消費生活に関する重要事項についての調査、審議に関する事務	12人以内	知識経験者 2人 市内の公共的団体等の代表者 5人以内 関係行政機関の職員 3人以内 公募による市民 2人
	<u>宝塚市農業振興計画策定委員会</u>	<u>宝塚市農業振興計画の策定についての調査審議に関する事務</u>	<u>12人以内</u>	<u>知識経験者又は市長が適当と認める者 3人以内</u> <u>市内の公共的団体等の代表者 6人以内</u> <u>関係行政機関の職員 1人</u> <u>公募による市民 2人</u>

(改正案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成

市長	宝塚市行政評価委員会	施策評価、事務事業評価等についての調査、審議に関する事務	6人	知識経験者 3人 市内の公共的団体等の代表者 2人 公募による市民 1人
	宝塚市消費生活協議会	消費生活に関する重要事項についての調査、審議に関する事務	12人以内	知識経験者 2人 市内の公共的団体等の代表者 5人以内 関係行政機関の職員 3人以内 公募による市民 2人

執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)新旧対照表 (第3条関係)

※この新旧対照表については、第2条の規定による改正後の執行機関の附属機関設置に関する条例(昭和41年条例第1号)を現行として作成しています。

(現行)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長	宝塚市公契約条例検討委員会	公契約に関する条例についての調査審議に関する事務	8人	知識経験者 3人 事業主を代表する者 2人 労働者を代表する者 2人 公募による市民 1人
	宝塚市緑の基本計画検討委員会	都市緑地法(昭和48年法律第72号)に基づく緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の策定についての調査審議に関する事務	10人	知識経験者 3人 市内の公共的団体等の代表者 4人 関係行政機関の職員 1人 公募による市民 2人

(改正案)

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、執行機関の附属機関として、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、次の機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務	組織及び構成	
			委員総数	構成
市長	宝塚市公契約条例検討委員会	公契約に関する条例についての調査審議に関する事務	8人	知識経験者 3人 事業主を代表する者 2人 労働者を代表する者 2人 公募による市民 1人

議案第21号

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年（2019年）2月15日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例

（宝塚市市税条例の一部改正）

第1条 宝塚市市税条例（昭和29年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第20条中「）、第52条の7、第62条」の次に「、第77条の7第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第93条第1項」を「第77条の7第1項の申告書、第93条第1項」に改める。

第77条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、法第442条第3号に規定する軽自動車等（以下軽自動車税において「軽自動車等」という。）に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第77条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第77条の2を次のように改める。

（軽自動車税のみならず課税）

第77条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつ

たときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。  
第77条の2の次に次の7条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第77条の3 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第77条の4 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第77条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

（1） 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

（2） 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

（3） 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

（環境性能割の徴収の方法）

第77条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第77条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 三輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第77条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第77条の9 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第85条の2第1項各号に掲げる軽自動車等（三輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

第78条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第79条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中

「二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

三輪のもの 年額 3,900円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円 」

を

「(ア) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 三輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円 」

に、同号イ中

「農耕作業用のもの 年額2,400円

その他のもの 年額5,900円 」

を

「(ア) 農耕作業用のもの 年額2,400円

(イ) その他のもの 年額5,900円 」

に改める。

第80条（見出しを含む。）、第81条の2（見出しを含む。）及び第81条の3（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第77条第2項」を「第77条の2第1項」に改める。

第83条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第77条第2項」を「第77条の2第1項」に、「によって」を「により」に改める。

第85条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「その他の事由により、特にその必要があると認める」を「のため直接専用する」に改め、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、

「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「によって軽自動車税」を「により種別割」に改める。

第85条の2の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要があると認めるもの」を削り、同条第2項中「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項中「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「第85条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「によって軽自動車税」を「により種別割」に改める。

第86条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第78条」を「第77条の3、第78条」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「軽自動車税を課されるべき」を「種別割を課されるべき」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第14条の2の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第14条の3 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第77条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第77条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第14条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、兵庫県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例)

第14条の5 当分の間、軽自動車税の環境性能割に係る第77条の3の規定は、適用

しない。

2 市長は、当分の間、第77条の9の規定にかかわらず、兵庫県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当する三輪以上の軽自動車に対し、兵庫県の自動車税の環境性能割の減免の例により軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第14条の6 第77条の7第1項の規定による申告納付又は同条第2項の規定による報告については、当分の間、同条中「市長」とあるのは「兵庫県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第14条の7 市は、兵庫県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として兵庫県に交付する。

附則第15条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を削り、「軽自動車税」の次に「の種別割」を、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第15条中第2項から第7項までを削る。

附則第15条の2の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

第15条の2 削除

附則第15条の2の2を削る。

附則第15条の3第6項の表第20条第3号の項及び附則第15条の3の2第4項の表第20条第3号の項中「第93条第1項」を「第77条の7第1項の申告書、第93条第1項」に改める。

(宝塚市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 宝塚市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第19号）の一部を次の

ように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第79条及び新条例」を「新条例第79条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「新条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第79条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第79条第2号ア(ウ)a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第79条第2号ア(ウ)b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則15条の表以外の部分	第79条	宝塚市市税条例の一部を改正する条例（平成26年条例第19号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第79条
附則第15条の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第79条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第15条の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第79条第2号ア(ウ)a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第15条の表第2号ア	第2号ア(ウ)b	平成26年改正条例附則

(ウ) b の項		第 6 条の規定により読み替えて適用される第 7 9 条第 2 号ア(ウ) b
	3, 8 0 0 円	3, 0 0 0 円
	5, 0 0 0 円	4, 0 0 0 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の宝塚市市税条例（次項において「新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。
- 3 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分及び第 2 条の規定による改正後の宝塚市市税条例の一部を改正する条例附則第 6 条の規定は、平成 3 2 年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成 3 1 年度までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第21号

宝塚市市税条例等の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市市税条例(昭和29年条例第32号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第20条 納税者又は特別徴収義務者は、第41条、第47条、第47条の2若しくは第47条の5(第52条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第49条の4第1項(第49条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第50条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第52条の7、第62条_____、第80条第2項、第93条第1項若しくは第2項、第97条第2項、第136条第1項又は第141条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に定める期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第93条第1項</u> 若しくは第2項の申告書又は第136条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第93条第1項</u> 若しくは第2項の申告書又は第136条第1項の申告書で、その提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第77条 <u>軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)</u>に対し、その所有者に課する。</p>	<p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第20条 納税者又は特別徴収義務者は、第41条、第47条、第47条の2若しくは第47条の5(第52条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第49条の4第1項(第49条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第50条第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第52条の7、第62条、<u>第77条の7第1項</u>、第80条第2項、第93条第1項若しくは第2項、第97条第2項、第136条第1項又は第141条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長のあったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に定める期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第77条の7第1項の申告書</u>、第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第136条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(3) <u>第77条の7第1項の申告書</u>、第93条第1項若しくは第2項の申告書又は第136条第1項の申告書で、その提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第77条 <u>軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、法第442条第3号に規定する軽自動車等(以下軽自動車税において「軽自動車等」という。)</u>に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課</p>

2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては  
\_\_\_\_\_、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するもの  
については、これを課さない。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第77条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割\_\_\_\_\_を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等  
については、これを課さない。

(軽自動車税のみならず課税)

第77条の2 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第77条の3 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供

するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第77条の4 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第77条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第77条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第77条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号の定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第77条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第77条の9 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第85条の2第1項

(軽自動車税の課税免除)

第78条 商品であつて使用しない軽自動車等  
に対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の税率)

第79条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲  
げる軽自動車等に対し、1台についてそ  
れぞれ当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

二輪のもの(側車付のものを含む。)

年額 3,600円

三輪のもの 年額 3,900円

四輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(3) (略)

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第80条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日と  
する。

2 軽自動車税の納期は、5月11日から同月31  
日までとする。

3 (略)

(軽自動車税の徴収方法)

第81条の2 軽自動車税は、普通徴収の方法  
によって徴収する。

(軽自動車税の納税通知書)

第81条の3 軽自動車税の納税通知書は、市  
長が定める様式による。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第82条 軽自動車税の納税義務者である軽自  
動車等の所有者又は使用者(以下この節にお  
いて「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から  
15日以内に、軽自動車又は2輪の小型自動車  
の所有者又は使用者にあつては施行規則第  
33号の4様式による申告書及びその者の

各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のもの  
に限る。)のうち必要と認めるものに対し  
ては、環境性能割を減免する。

(種別割の課税免除)

第78条 商品であつて使用しない軽自動車等  
に対しては、種別割を課さない。

(種別割の税率)

第79条 次の各号に掲げる軽自動車等に対し  
て課する種別割の税率は、1台についてそ  
れぞれ当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 二輪のもの(側車付のものを含  
む。) 年額 3,600円

(イ) 三輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額  
2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

(3) (略)

(種別割の賦課期日及び納期)

第80条 種別割の賦課期日は、4月1日と  
する。

2 種別割の納期は、5月11日から同月31  
日までとする。

3 (略)

(種別割の徴収方法)

第81条の2 種別割は、普通徴収の方法  
によって徴収する。

(種別割の納税通知書)

第81条の3 種別割の納税通知書は、市  
長が定める様式による。

(種別割に関する申告又は報告)

第82条 種別割の納税義務者である軽自  
動車等の所有者又は使用者(以下この節にお  
いて「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から  
15日以内に、軽自動車又は2輪の小型自動車  
の所有者又は使用者にあつては施行規則第  
33号の4の2様式による申告書及びその者の

住所を証明すべき書類を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書及びその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第77条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを事由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第83条 軽自動車等の所有者等又は第77条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告しなかった場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

(軽自動車税の減免)

第85条 市長は、公益その他の事由により、特にその必要があると認める軽自動車等\_\_\_\_\_に対しては、軽自動車税を減免することができる。

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明す

住所を証明すべき書類を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書及びその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 第77条の2第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを事由として請求があった場合には、当該請求があった日から15日以内に次の各号に掲げる事項を記載した報告書を、市長に提出しなければならない。

(1)～(5) (略)

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第83条 軽自動車等の所有者等又は第77条の2第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告しなかった場合においては、その者に対し10万円以下の過料を科する。

2・3 (略)

(種別割の減免)

第85条 市長は、公益のため直接専用する\_\_\_\_\_軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割\_\_\_\_\_を減免する\_\_\_\_\_。

2 前項の規定により種別割\_\_\_\_\_の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明す

る書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

- 3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第85条の2 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等\_\_\_\_\_に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者又は精神障害者(以下「身体障害者等」という。))と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要があると認めるもの(1台に限る。)

(2) (略)

- 2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)あつては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下本項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下本項において「運転免許証」という。))を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由

る書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

- 3 第1項の規定により種別割\_\_\_\_\_の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合には、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割\_\_\_\_\_の減免)

第85条の2 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割\_\_\_\_\_を減免する\_\_\_\_\_。

(1) 身体に障害を有し歩行が困難な者(以下「身体障害者」という。)又は精神に障害を有し歩行が困難な者(以下「精神障害者」という。)が所有する軽自動車等(身体障害者又は精神障害者(以下「身体障害者等」という。))と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障害者、当該身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの\_\_\_\_\_

(1台に限る。)

(2) (略)

- 2 前項第1号の規定により種別割\_\_\_\_\_の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないもの)あつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。))又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。))及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者又は身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。))を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由

を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、第85条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第86条 (略)

2 法第443条若しくは第78条又は第77条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課すことのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をしてその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第78条又は第77条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、同様とする。

3～6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

附 則

を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

3 第1項第2号の規定により種別割の減免を受けようとする者は、納期限の日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

4 前条第3項の規定は、第1項の規定により種別割の減免を受けている者について準用する。

(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

第86条 (略)

2 法第445条若しくは第77条の3、第78条又は第77条第3項ただし書の規定により種別割を課すことのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をしてその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第77条の3、第78条又は第77条第3項ただし書の規定により種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、同様とする。

3～6 (略)

7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき、又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

附 則

第14条の3 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第77条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条

の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第77条の5(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは「100分の2」とする。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第14条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、兵庫県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例)

第14条の5 当分の間、軽自動車税の環境性能割に係る第77条の3の規定は適用しない。

2 市長は、当分の間、第77条の9の規定にかかわらず、兵庫県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当する三輪以上の軽自動車に対し、兵庫県の自動車税の環境性能割の減免の例により軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第14条の6 第77条の7第1項の規定による申告納付又は同条第2項の規定による報告については、当分の間、同条中「市長」とあるのは「兵庫県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第14条の7 市は、兵庫県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として兵庫県に交付する。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第15条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第44条第3項に規定する

車両番号の指定

を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の

(軽自動車税 \_\_\_\_\_ の税率の特例)

第15条 法附則第30条第1項に規定する三輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の

軽自動車税\_\_\_\_\_に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる\_\_\_\_\_規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第79条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

- 2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第79条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条(第5項を除く。)において同じ。)に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第79条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

軽自動車税の種別割に係る第79条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ) a	6,900円	8,200円
第2号ア(ウ) b	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車  
が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第79条第 2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車  
が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車  
が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車  
が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車  
が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第79条の規定の適用については、当該軽自動車  
が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車  
が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平

成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第15条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2～4 (略)

第15条の2の2 市長は、納付すべき軽自動車税(平成28年度以前の年度分のものに限る。)の額について不足額があることを第80条第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者(以下この条において「第三者」という。)にあるときは、法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)附則第18条第2項に規定する特別の関係のあるものを含む。以下この条において同じ。)に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(第82条及び第83条の規定を除く。)を適用する。

2 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することはできない。

(市たばこ税の税率の特例)

第15条の3 (略)

2～5 (略)

6 第3項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、第20条、第93条第4項及び第5項、第95条の2並びに第96条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第15条の2 削除

(市たばこ税の税率の特例)

第15条の3 (略)

2～5 (略)

6 第3項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、第20条、第93条第4項及び第5項、第95条の2並びに第96条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第20条第3号	<u>第93条第1項</u>  若しくは第2項の申告書又は第136条第1項の申告書で、その提出期限	附則第15条の3第4項の申告書で、同条第5項の納期限

7～13 (略)

(手持品課税に係る市たばこ税)

第15条の3の2 (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第20条、第93条第4項及び第5項、第95条の2並びに第96条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第20条第3号	<u>第93条第1項</u>  若しくは第2項の申告書又は第136条第1項の申告書で、その提出期限	附則第15条の3の2第3項の納期限

5 (略)

第20条第3号	<u>第77条の7第1項の申告書、第93条第1項</u> 若しくは第2項の申告書又は第136条第1項の申告書で、その提出期限	附則第15条の3第4項の申告書で、同条第5項の納期限

7～13 (略)

(手持品課税に係る市たばこ税)

第15条の3の2 (略)

2・3 (略)

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第20条、第93条第4項及び第5項、第95条の2並びに第96条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第20条第3号	<u>第77条の7第1項の申告書、第93条第1項</u> 若しくは第2項の申告書又は第136条第1項の申告書で、その提出期限	附則第15条の3の2第3項の納期限

5 (略)

宝塚市市税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第19号)新旧対照表 (第2条による改正関係)

現行			改正案				
附 則			附 則				
<p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税_____に係る新条例第79条及び新条例附則第15条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる_____規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る新条例第79条及び_____附則第15条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>				
新条例第79条第2号ア	3,900円	3,100円	第79条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円		
	6,900円	5,500円		第79条第2号ア(ウ) a	6,900円	5,500円	
	10,800円	7,200円			10,800円	7,200円	
	3,800円	3,000円		第79条第2号ア(ウ) b	3,800円	3,000円	
	5,000円	4,000円			5,000円	4,000円	
新条例附則第15条第1項の表以外の部分	第79条	宝塚市市税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第19号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第79条	附則第15条の表以外の部分	第79条	宝塚市市税条例の一部を改正する条例(平成26年条例第19号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第79条		
新条例附則第15条第1項の表第79条第2号アの項	第79条第2号ア	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第79条第2号ア	附則第15条の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第79条第2号ア(イ)		
	3,900円	3,100円				3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円					
	10,800円	7,200円					

	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>

<u>附則第15条の表第2号ア(ウ) a</u> の項	<u>第2号ア(ウ) a</u>	<u>平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第79条第2号ア(ウ) a</u>
	<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>
	<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>
<u>附則第15条の表第2号ア(ウ) b</u> の項	<u>第2号ア(ウ) b</u>	<u>平成26年改正条例附則第6条の規定により読み替えて適用される第79条第2号ア(ウ) b</u>
	<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>
	<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>

議案第 2 2 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 3 1 年（2 0 1 9 年）2 月 1 5 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 3 2 年条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項を次のように改める。

- 3 5 5 歳（医療職給料表（一）の適用を受ける職員にあつては、5 7 歳）を超える職員に係る当該年齢に達した日以後の最初の 4 月 1 日以後の第 1 項の規定による昇給は、行わないものとする。ただし、同項に規定する期間の全部を特に優れている、又は優れている成績で勤務した職員に限り昇給を行えるものとし、当該職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、規則で定める基準に従い決定するものとする。

第 1 3 条の 2 第 2 項ただし書を削る。

別表第 3 行政職給料表昇格時号給対応表（その 1）の部に備考として次のように加える。

備考 この表は、平成 3 1 年 3 月 3 1 日以前に採用した行政職給料表の適用を受ける者並びに平成 3 1 年 4 月 1 日以後に採用した指導主事及び幼稚園教諭に適用する。

別表第 3 行政職給料表昇格時号給対応表（その 1）の部の次に次のように加える。

行政職給料表昇格時号給対応表（その 1 の 2）

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1

3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1
10	1	1	1	2	1	2
11	1	1	1	3	1	3
12	1	1	1	4	1	4
13	1	1	1	5	1	5
14	1	1	1	6	2	6
15	1	1	1	7	3	7
16	1	1	1	8	4	8
17	1	1	1	9	5	9
18	1	1	1	10	6	10
19	1	1	1	11	7	11
20	1	1	1	12	8	12
21	1	1	1	13	9	13
22	1	1	1	14	10	14
23	1	1	1	15	11	15
24	2	1	1	16	12	16
25	3	1	1	17	13	17
26	4	2	1	18	14	18
27	5	3	1	19	15	19
28	6	4	1	20	16	20
29	7	5	1	21	17	21
30	8	6	2	22	18	22
31	9	7	3	23	19	23

32	10	8	4	24	20	24
33	11	9	5	25	21	25
34	12	10	6	26	22	26
35	13	11	7	27	23	27
36	14	12	8	28	24	28
37	15	13	9	29	25	29
38	17	14	10	30	26	30
39	19	15	11	31	27	31
40	21	16	12	32	28	32
41	23	17	13	33	29	33
42	24	18	14	34	29	35
43	25	19	15	35	29	37
44	26	20	16	36	30	39
45	27	21	17	37	30	41
46	28	22	18	38	30	42
47	29	23	19	39	31	43
48	30	24	20	40	31	44
49	31	25	21	41	31	45
50	32	26	22	43	32	46
51	33	27	23	45	32	47
52	34	28	24	47	32	48
53	35	29	25	49	33	49
54	36	30	26	50	33	50
55	37	31	27	51	33	51
56	38	32	28	52	34	52
57	39	33	29	53	34	53
58	40	34	30	54	34	54
59	41	35	31	55	35	55
60	42	36	32	56	35	56

61	43	37	33	57	35	57
62	44	38	34	58	36	58
63	45	39	35	59	36	59
64	46	40	36	60	36	60
65	47	41	37	61	37	61
66	48	42	38	62	37	62
67	49	43	39	63	38	63
68	50	44	40	64	38	64
69	51	45	41	65	39	65
70	52	46	41	66	39	66
71	53	47	42	67	40	67
72	54	48	42	68	40	68
73	55	49	43	69	41	69
74	56	50	43	70	41	69
75	57	51	44	71	41	69
76	57	52	44	72	42	69
77	57	53	45	73	42	69
78		54	45	74	42	
79		55	46	75	43	
80		56	46	76	43	
81		57	47	77	43	
82		58	47	78	44	
83		59	48	79	44	
84		60	48	80	44	
85		61	49	81	45	
86		62	50	82	45	
87		63	51	83	45	
88		64	52	84	46	
89		65	53	85	46	

90		66	54	85	46	
91		67	55	86	47	
92		68	56	86	47	
93		69	57	87	47	
94		70	57	87	48	
95		71	58	88	48	
96		72	58	88	48	
97		73	59	89	49	
98		74	59			
99		75	60			
100		76	60			
101		77	61			
102		78	62			
103		79	63			
104		80	64			
105		81	65			
106		82	66			
107		83	67			
108		84	68			
109		85	69			
110		87	70			
111		89	71			
112		91	72			
113		93	73			
114			74			
115			75			
116			76			
117			77			
118			78			

119			79			
120			80			
121			81			
122			82			
123			83			
124			84			
125			85			
126			87			
127			89			
128			91			
129			93			
130			94			
131			95			
132			96			
133			97			
134			97			
135			97			
136			97			
137			97			
138			97			
139			97			
140			97			
141			97			
142			97			
143			97			
144			97			

備考 この表は、平成31年4月1日以後に採用した行政職給料表の適用を受ける者  
(指導主事及び幼稚園教諭を除く。)に適用する。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第13条の2第2項ただし書を削る改正規定は、平成32年4月1日から施行する。

議案第22号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(昇給)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める年齢を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。</u></p> <p>(1) <u>医療職給料表(一)の適用を受ける職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める年齢</u>  <u>ア 第13条の2の規則で定めるもの(係長級相当職員を除く。) 57歳</u>  <u>イ アに掲げる職員以外の職員 58歳</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げる職員以外の職員 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める年齢</u>  <u>ア 第13条の2の規則で定めるもの(係長級相当職員を除く。) 55歳</u>  <u>イ アに掲げる職員以外の職員 56歳</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第13条の2 (略)</p> <p>2 前項の支給額は、その者の受ける給料の月額100分の25を超えない範囲で市長が定める。ただし、係長級相当職員については、<u>市長が特に必要と認めた場合は、給料の月額100分の25を超えて支給することができる。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>別表第3(第6条関係)</p> <p>行政職給料表昇格時号給対応表(その1)</p> <p>表 (略)</p>	<p>(昇給)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>55歳(医療職給料表(一)の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員に係る当該年齢に達した日以後の最初の4月1日以後の第1項の規定による昇給は、行わないものとする。ただし、同項に規定する期間の全部を特に優れている、又は優れている成績で勤務した職員に限り昇給を行えるものとし、当該職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、規則で定める基準に従い決定するものとする。</u></p> <p>4～6 (略)</p> <p>(管理職手当)</p> <p>第13条の2 (略)</p> <p>2 前項の支給額は、その者の受ける給料の月額100分の25を超えない範囲で市長が定める。 _____          _____          _____</p> <p>3 (略)</p> <p>別表第3(第6条関係)</p> <p>行政職給料表昇格時号給対応表(その1)</p> <p>表 (略)</p> <p><u>備考 この表は、平成31年3月31日以前に採用した行政職給料表の適用を受ける者並びに平成31年4月1日以後に採用した指導主事及び幼稚園教諭に適用する。</u></p> <p><u>行政職給料表昇格時号給対応表(その1の2)</u></p> <p>表 (略)</p>

消防職給料表 (その2) 表 (略) 医療職給料表(一) (その3) 表 (略) 医療職給料表(二) (その3) 表 (略)	消防職給料表 (その2) 表 (略) 医療職給料表(一) (その3) 表 (略) 医療職給料表(二) (その3) 表 (略)
--	--

議案第 23 号

宝塚市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年（2019 年）2 月 15 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例

宝塚市男女共同参画推進条例（平成 14 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

（4）性自認 自らの性別をどう捉えているかということを用いる。

（5）性的指向 恋愛感情又は性的関心がどのような性別に向かうかということ（恋愛感情又は性的関心を抱かないことを含む。）を用いる。

第 7 条の見出し中「性別による」を削り、同条第 1 項中「性別」の次に「若しくは性自認又は性的指向」を加える。

第 20 条中「性別」の次に「若しくは性自認又は性的指向」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第23号

宝塚市男女共同参画推進条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市男女共同参画推進条例(平成14年条例第39号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(性別による権利侵害の禁止)</p> <p>第7条 何人も、直接的であると間接的であることを問わず、社会のあらゆる分野において、性別_____による差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(相談申出への対応)</p> <p>第20条 市長は、性別_____による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出があった場合には、関係機関等と協力し、及び連携し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 性自認 自らの性別をどう捉えているかということを用いる。</u></p> <p><u>(5) 性的指向 恋愛感情又は性的関心がどのような性別に向かうかということ(恋愛感情又は性的関心を抱かないことを含む。)を用いる。</u></p> <p>(_____権利侵害の禁止)</p> <p>第7条 何人も、直接的であると間接的であることを問わず、社会のあらゆる分野において、性別若しくは性自認又は性的指向による差別的取扱いをしてはならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(相談申出への対応)</p> <p>第20条 市長は、性別若しくは性自認又は性的指向による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する人権の侵害に関し、市民又は事業者から相談の申出があった場合には、関係機関等と協力し、及び連携し、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。</p>

議案第 24 号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
の制定について

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年（2019 年）2 月 15 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例  
(宝塚市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部改正)

第 1 条 宝塚市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成 22 年条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 号中「第 104 条第 4 項第 2 号」を「第 104 条第 7 項第 2 号」に改める。  
(宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例の一部改正)

第 2 条 宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例（平成 6 年条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 2 項第 6 号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加え、同項第 7 号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加える。

(布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正)

第 3 条 布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例（平成 24 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 3 号中「短期大学」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した後」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後）」を加える。

第4条第2号中「卒業した後」の次に「（学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後）」を、「同条第3号に規定する学校を卒業した者」の次に「（同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の宝塚市職員の自己啓発等休業に関する条例第4条第4号に規定する課程には、学校教育法の一部を改正する法律（平成29年法律第41号）による改正前の学校教育法（昭和26年法律第26号。以下「旧学校教育法」という。）第104条第4項第2号の規定により旧学校教育法第83条に規定する大学（当該大学に置かれる旧学校教育法第91条に規定する専攻科及び旧学校教育法第97条に規定する大学院を含む。）の課程に相当する教育を行う課程として認められていた課程を含むものとする。

議案第24号

学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定  
について

宝塚市職員の自己啓発等休業に関する条例(平成22年条例第7号)新旧対照表(第1条関係)

現行	改正案
<p>(大学等教育施設)</p> <p>第4条 地公法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>(大学等教育施設)</p> <p>第4条 地公法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第7項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合に限る。)</p> <p>(5)・(6) (略)</p>

宝塚市廃棄物の適正処理、減量及び再利用に関する条例(平成6年条例第52号)新旧対照表(第2条関係)

現行	改正案
<p>(技術管理者)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学_____又は高等専門学校<sup>の</sup>理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後_____、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学_____又は高等専門学校<sup>の</sup>理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後_____、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(10) (略)</p>	<p>(技術管理者)</p> <p>第8条の2 (略)</p> <p>2 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学<sup>(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</sup>又は高等専門学校<sup>の</sup>理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後<sup>(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)</sup>、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学<sup>(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</sup>又は高等専門学校<sup>の</sup>理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後<sup>(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)</sup>、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(10) (略)</p>

布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格を定める条例(平成24年条例第23号)新旧対照表(第3条関係)

現行	改正案
<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 水道法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学_____又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後_____、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 水道法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後_____、同条第1号に規定する学校を卒業した者_____については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者_____については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3)～(5) (略)</p>	<p>(布設工事監督者の資格)</p> <p>第3条 水道法第12条第2項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(水道技術管理者の資格)</p> <p>第4条 水道法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者_____については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)_____については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(3)～(5) (略)</p>

議案第 25 号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年（2019 年）2 月 15 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宝塚市国民健康保険税条例（昭和 34 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

附則第 13 項の見出し中「平成 22 年度」を「平成 31 年度」に改め、同項中「平成 22 年度」を「平成 31 年度」に改め、「に係る国民健康保険税の」の次に「うち第 2 条第 2 項から第 4 項までの所得割に係る」を、「、国民健康保険税」の次に「のうち第 2 条第 2 項から第 4 項までの所得割」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の宝塚市国民健康保険税条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度までの年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第25号

宝塚市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市国民健康保険税条例(昭和34年条例第28号)新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則</p> <p>(平成22年度以後の年度分に係る国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>13 平成22年度以後の年度分に係る国民健康保険税の _____ 減免については、当分の間、第12条第2項中「当該被保険者が国民健康保険法第7条の規定による資格を取得する日(以下この項において「資格取得日」という。)の属する月から以後2年を経過する月までの間に係る国民健康保険税を、その申請に基づき、」とあるのは、「その申請に基づき、国民健康保険税 _____ を」と、同項第1号中「資格取得日」とあるのは、「国民健康保険法第7条の規定による資格を取得する日(次号において「資格取得日」という。)」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>(平成31年度以後の年度分に係る国民健康保険税の減免の特例)</p> <p>13 平成31年度以後の年度分に係る国民健康保険税のうち第2条第2項から第4項までの所得割に係る減免については、当分の間、第12条第2項中「当該被保険者が国民健康保険法第7条の規定による資格を取得する日(以下この項において「資格取得日」という。)の属する月から以後2年を経過する月までの間に係る国民健康保険税を、その申請に基づき、」とあるのは、「その申請に基づき、国民健康保険税のうち第2条第2項から第4項までの所得割を」と、同項第1号中「資格取得日」とあるのは、「国民健康保険法第7条の規定による資格を取得する日(次号において「資格取得日」という。)」とする。</p>

議案第26号

宝塚市犯罪被害者支援条例の全部を改正する条例の制定について

宝塚市犯罪被害者支援条例の全部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年（2019年）2月15日提出

宝塚市長 中川智子

宝塚市条例第 号

宝塚市犯罪被害者等支援条例

宝塚市犯罪被害者支援条例（平成16年条例第33号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「基本法」という。）に基づき、本市における犯罪被害者等の支援に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 犯罪等 基本法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- （2） 犯罪被害者等 基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。
- （3） 関係機関等 国及び兵庫県その他の地方公共団体並びに犯罪被害者等に対する支援を行う民間の団体をいう。
- （4） 二次的被害 犯罪被害者等が人々のうわさ若しくは中傷又は報道機関の報道等により、正当な理由なく受ける経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の犯罪等に起因する二次的な被害をいう。

（基本理念）

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、その過程において、二次的被害を生じさせることのないよう

十分に配慮して行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、犯罪被害者等の支援のための施策が犯罪被害者等の置かれている状況に応じて円滑に実施されるよう、関係機関等と連携協力しなければならない。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民及び事業者(以下「市民等」という。)は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等を地域で支え合う重要性について理解を深めるとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

2 犯罪被害者等を雇用する事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(遺族支援金の支給)

第7条 市は、規則で定める犯罪等により死亡した者の遺族に対し、規則で定めるところにより、一時金として遺族支援金の支給を行うものとする。

(遺族支援金の額)

第8条 遺族支援金の額は、300,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、犯罪等により被害を受けた者が次条に規定する重傷病等支援金の支給を受けた場合において、その者が当該犯罪等により死亡したときにあつては、遺族支援金の額は、200,000円とする。

(重傷病等支援金の支給)

第9条 市は、規則で定める犯罪等により被害を受けた者に対し、規則で定めるところにより、一時金として重傷病等支援金の支給を行うものとする。

(重傷病等支援金の額)

第10条 重傷病等支援金の額は、100,000円とする。

(日常生活の支援)

第11条 市は、犯罪等の被害により日常生活を営むことについて支障がある規則で定める犯罪被害者等に対し、規則で定めるところにより、家事援助を行う者の派遣に要する費用及び一時保育に要する費用の助成を行うものとする。

(居住の安定)

第12条 市は、犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった規則で定める犯罪被害者等に対し、規則で定めるところにより、新たに入居する賃貸住宅の家賃及び転居に要する費用の助成を行うとともに、一時的な住居の提供その他の必要な施策を行うものとする。

(精神的な被害からの回復に向けた支援)

第13条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた精神的被害から早期に回復することができるよう、関係機関等と連携し、必要な施策を行うものとする。

(市民等の理解の増進)

第14条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況及びその状況を踏まえた犯罪被害者等の支援の重要性並びに二次的被害の発生防止のための配慮の重要性について、市民等の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。

(人材の育成)

第15条 市は、犯罪被害者等に対する支援の充実を図るため、相談、助言、情報の提供その他犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するための研修の実施等必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第7条から第10条までの規定は、この条例の施行の日以後に発生した犯罪等による被害に係る遺族支援金又は重傷病等支援金の支給について適用し、同日前に発生した犯罪等による被害に係る遺族支援金又は傷害支援金の支給については、なお従前

の例による。

- 3 改正後の第11条から第13条までの規定は、この条例の施行の日以後に発生した犯罪等による被害に係る支援について適用する。

議案第 27 号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年（2019 年）2 月 15 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例

宝塚市都市公園条例（昭和 44 年条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

千種 4 丁目第 2 公園	宝塚市千種 4 丁目 160 番 83
---------------	---------------------

」

を

「

千種 4 丁目第 2 公園	宝塚市千種 4 丁目 160 番 83
武田尾公園	宝塚市玉瀬字イヅリハ 129 番
川面 4 丁目第 3 公園	宝塚市川面 4 丁目 133 番 10
南口すみれ公園	宝塚市南口 2 丁目 347 番 7

」

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の一部改正）

2 宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例（平成 30 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中別表第 1 の改正規定を次のように改める。

別表第 1 中

「

南口すみれ公園	宝塚市南口2丁目347番7
---------	---------------

」

を

「

南口すみれ公園	宝塚市南口2丁目347番7
宝塚文化芸術センター庭園	宝塚市武庫川町1030番

」

に改める。

議案第27号

宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市都市公園条例(昭和44年条例第40号)新旧対照表(本則の規定による改正関係)  
(現行)

別表第1(第3条関係)

名称	所在地
<u>千種4丁目第2公園</u>	<u>宝塚市千種4丁目160番83</u>

(改正案)

別表第1(第3条関係)

名称	所在地
<u>千種4丁目第2公園</u>	<u>宝塚市千種4丁目160番83</u>
<u>武田尾公園</u>	<u>宝塚市玉瀬字イツリハ129番</u>
<u>川面4丁目第3公園</u>	<u>宝塚市川面4丁目133番10</u>
<u>南口すみれ公園</u>	<u>宝塚市南口2丁目347番7</u>

宝塚市都市公園条例(昭和44年条例第40号)新旧対照表 (附則第2項の規定による改正関係)

※この新旧対照表については、本則の規定による改正後の宝塚市都市公園条例(昭和44年条例第40号)を現行として、附則第2項の規定による改正後の宝塚市都市公園条例の一部を改正する条例(平成30年条例第29号)が溶け込んだものを現行として作成しています。

(現行)

別表第1(第3条関係)

名称	所在地
<u>南口すみれ公園</u>	<u>宝塚市南口2丁目347番7</u>

(改正案)

別表第1(第3条関係)

名称	所在地
<u>南口すみれ公園</u>	<u>宝塚市南口2丁目347番7</u>
<u>宝塚文化芸術センター庭園</u>	<u>宝塚市武庫川町1030番</u>

議案第 28 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 31 年（2019 年）2 月 15 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例（平成 22 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1（3）の部、（6）の部、（11）の部及び（13）の部中「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に改め、同表（23）の部中「第 53 条第 4 項」を「第 53 条第 4 項又は第 5 項」に改め、同表（24）の部中「第 53 条第 5 項第 3 号」を「第 53 条第 6 項第 3 号」に改め、同表（37）の部中「第 67 条の 3 第 3 項第 2 号」を「第 67 条第 3 項第 2 号」に改め、同表（38）の部中「第 67 条の 3 第 9 項第 2 号」を「第 67 条第 9 項第 2 号」に改め、同表（62）の部中「第 86 条の 8 第 1 項」の次に「又は第 87 条の 2 第 1 項」を加え、同表（63）の部中「第 86 条の 8 第 3 項」の次に「（建基法第 87 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同表に次のように加える。

(64) 建築物の用途 を変更して一時的 に興行場等又は特 別興行場等として 使用する場合の建 築物の使用許可申 請手数料	建基法第 87 条の 3 第 5 項の規定に基づく興 行場等の一時的な使用 の許可の申請に対する 審査	3 月以内の期間を定めて 許可する場合	60,000 円
		3 月以内の期間を定めて 許可する場合以外の場合	120,000 円
	建基法第 87 条の 3 第 6 項の規定に基づく特別興 行場等の一時的な使用の許可の申請に対する審査		160,000 円

別表第 1 備考中「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に改める。

附 則

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 67 号）附則第 1 条本文の政令で定める日から施行する。

議案第28号

宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について  
 宝塚市建築事務及び住宅事務手数料条例(平成22年条例第12号)新旧対照表  
 (現行)

別表第1(第2条関係)

名称	事務の区分		金額
(3) 建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料	建基法第87条の2において準用する建基法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請に対する審査又は建基法第87条の2において準用する建基法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知に対する審査	建築設備を設置する場合(確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。)	小荷物専用昇降機以外のもの 16,000円
		確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	小荷物専用昇降機 10,000円
			小荷物専用昇降機以外のもの 9,000円
		小荷物専用昇降機 5,000円	
(6) 建築設備に関する完了検査申請又は完了通知手数料	建基法第87条の2において準用する建基法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査の申請に対する審査又は建基法第87条の2において準用する建基法第18条第16項の規定に基づく建築設備に関する完了の通知に対する審査	小荷物専用昇降機以外のもの 19,000円	
		小荷物専用昇降機 11,000円	
(11) 建築設備に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	建基法第87条の2において準用する建基法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請に対する審査又は建基法第87条の2において準用する建基法第18条第19項の規定に基づく建築設備に関する特定工程終了の通知に対する審査	小荷物専用昇降機以外のもの 15,000円	
		小荷物専用昇降機 11,000円	
(13) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	建基法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号(これらの規定を建基法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	120,000円	

(23) 建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	建基法第53条第4項_____の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査	33,000円
(24) 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	建基法第53条第5項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	33,000円
(37) 特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	建基法第67条の3第3項第2号の規定に基づく建築物の敷地面積又は同条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	160,000円
(38) 特定防災街区整備地区における建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	建基法第67条の3第9項第2号の規定に基づく建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	160,000円
(62) 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	建基法第86条の8第1項_____の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	27,000円
(63) 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更申請手数料	建基法第86条の8第3項_____の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更の申請に対する審査	27,000円

備考

1・2 (略)

3 建築物に関する確認の申請又は計画の通知に係る建築物の計画に建基法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合における建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額は、当該昇降機に係る建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額を加算した金額とする。

4 中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査の申請又は完了の通知に係る建

建築物の計画に建基法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合における中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額は、当該昇降機に係る建築設備に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額に相当する額を加算した金額とする。

- 5 中間検査等をした建築物に関する完了検査の申請又は完了の通知に係る建築物の計画に建基法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合における中間検査等をした建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額は、当該昇降機に係る建築設備に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額に相当する額を加算した金額とする。

6・7 (略)

- 8 建築物に関する中間検査の申請又は特定工程の終了の通知に係る建築物の計画に建基法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合における建築物に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料の金額は、当該昇降機に係る建築設備に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料の金額に相当する額を加算した金額とする。

(改正案)

別表第1(第2条関係)

名称	事務の区分			金額
(3) 建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料	建基法第87条の4において準用する建基法第6条第1項の規定に基づく建築設備に関する確認の申請に対する審査又は建基法第87条の4において準用する建基法第18条第2項の規定に基づく建築設備に関する計画の通知に対する審査	建築設備を設置する場合(確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合を除く。)	小荷物専用昇降機以外のもの	一の建築設備につき16,000円
			小荷物専用昇降機	一の建築設備につき10,000円
		確認済証の交付を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	小荷物専用昇降機以外のもの	一の建築設備につき9,000円
			小荷物専用昇降機	一の建築設備につき5,000円
(6) 建築設備に関する完了検査申請又は完了通知手数料	建基法第87条の4において準用する建基法第7条第1項の規定に基づく建築設備に関する完了検査の申請に対する審査又は建基法第87条の4において準用する建基法第18条第16項の規定に基づく建築設備に関する完了の通知に対する審査	小荷物専用昇降機以外のもの	一の建築設備につき19,000円	
		小荷物専用昇降機	一の建築設備につき11,000円	
(11) 建築設備に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料	建基法第87条の4において準用する建基法第7条の3第1項の規定に基づく建築設備に関する中間検査の申請に対	小荷物専用昇降機以外のもの	一の建築設備につき15,000円	

料	する審査又は建基法第87条の4において準用する建基法第18条第19項の規定に基づく建築設備に関する特定工程終了の通知に対する審査	小荷物専用昇降機	一の建築設備につき11,000円
(13) 検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	建基法第7条の6第1項第1号若しくは第2号又は第18条第24項第1号若しくは第2号(これらの規定を建基法第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査		120,000円
(23) 建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	建基法第53条第4項又は第5項の規定に基づく建築物の建蔽率に関する特例の許可の申請に対する審査		33,000円
(24) 建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	建基法第53条第6項第3号の規定に基づく建築物の建蔽率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査		33,000円
(37) 特定防災街区整備地区における建築物の敷地面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	建基法第67条第3項第2号____の規定に基づく建築物の敷地面積又は同条第5項第2号の規定に基づく建築物の壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査		160,000円
(38) 特定防災街区整備地区における建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	建基法第67条第9項第2号____の規定に基づく建築物の防災都市計画施設に係る間口率及び高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査		160,000円
(62) 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定申請手数料	建基法第86条の8第1項又は第87条の2第1項の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の申請に対する審査		27,000円

(63) 既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更申請手数料	建基法第86条の8第3項(建基法第87条の2第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく既存の一の建築物について2以上の工事に分けて工事を行う場合の制限の緩和に係る認定の変更の申請に対する審査		27,000円
(64) 建築物の用途を変更して一時的に興行場等又は特別興行場等として使用する場合の建築物の使用許可申請手数料	建基法第87条の3第5項の規定に基づく興行場等の一時的な使用の許可の申請に対する審査	3月以内の期間を定めて許可する場合	60,000円
		3月以内の期間を定めて許可する場合以外の場合	120,000円
	建基法第87条の3第6項の規定に基づく特別興行場等の一時的な使用の許可の申請に対する審査		160,000円

備考

1・2 (略)

3 建築物に関する確認の申請又は計画の通知に係る建築物の計画に建基法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合における建築物に関する確認申請又は計画通知手数料の金額は、当該昇降機に係る建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料の金額に相当する額を加算した金額とする。

4 中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査の申請又は完了の通知に係る建築物の計画に建基法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合における中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額は、当該昇降機に係る建築設備に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額に相当する額を加算した金額とする。

5 中間検査等をした建築物に関する完了検査の申請又は完了の通知に係る建築物の計画に建基法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合における中間検査等をした建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額は、当該昇降機に係る建築設備に関する完了検査申請又は完了通知手数料の金額に相当する額を加算した金額とする。

6・7 (略)

8 建築物に関する中間検査の申請又は特定工程の終了の通知に係る建築物の計画に建基法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合における建築物に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料の金額は、当該昇降機に係る建築設備に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料の金額に相当する額を加算した金額とする。

議案第29号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年（2019年）2月15日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例

宝塚市火災予防条例（昭和59年条例第40号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この条例は、平成31年7月1日から施行する。

議案第29号

宝塚市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について  
宝塚市火災予防条例(昭和59年条例第40号)新旧対照表

現行	改正案
<p>(避雷設備)</p> <p>第20条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本工業規格</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(避雷設備)</p> <p>第20条 避雷設備の位置及び構造は、消防長が指定する<u>日本産業規格</u>に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p>

議案第30号

宝塚市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例の制定について  
宝塚市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例を次のとおり制定するものとする。

平成31年（2019年）2月15日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市条例第 号

宝塚市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例  
生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第2項の条例で定める生産緑地地区の区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第 31 号

工事請負契約（宝塚文化芸術センター庭園整備工事（その 3））の締結について  
次のとおり工事請負契約を締結しようとするので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定  
により、議会の議決を求める。

平成 31 年（2019 年）2 月 15 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 宝塚文化芸術センター庭園整備工事（その 3）   |
| 2 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 3 契約の金額  | ¥175,990,320.-   |
| 4 契約の相手方 | 宝塚市小浜 3 丁目 6 番 5 号<br>株式会社アーデント<br>代表取締役 吉 田 信 幸   |
| 5 工事場所   | 宝塚市武庫川町地内  |
| 6 工事概要   | 宝塚文化芸術センター庭園整備工事（その 3）<br>敷地造成工<br>公園土工<br>給水設備工<br>雨水排水設備工<br>電気設備工<br>園路広場整備工<br>修景設備整備工<br>サービス施設整備工<br>管理施設整備工<br>建築施設組立設置工<br>撤去工 1 式 |

議案第31号

工事請負契約(宝塚文化芸術センター庭園整備工事(その3))の締結について

- 1 工事期間 着工予定 議決があった日  
完工予定 平成32年3月31日
- 2 設計者 東畑建築事務所・地域計画建築研究所・E-DESIGN設計共同体  
代表者  
大阪府中央区高麗橋2丁目6番10号  
株式会社 東畑建築事務所 大阪事務所  
取締役所長 永田久子
- 3 予定価格 ¥195,645,240.-  
(入札書比較価格 ¥181,153,000.-)
- 4 最低制限価格 ¥175,554,000.-  
(入札書比較価格 ¥162,550,000.-)
- 5 一般競争入札参加業者名及び開札結果

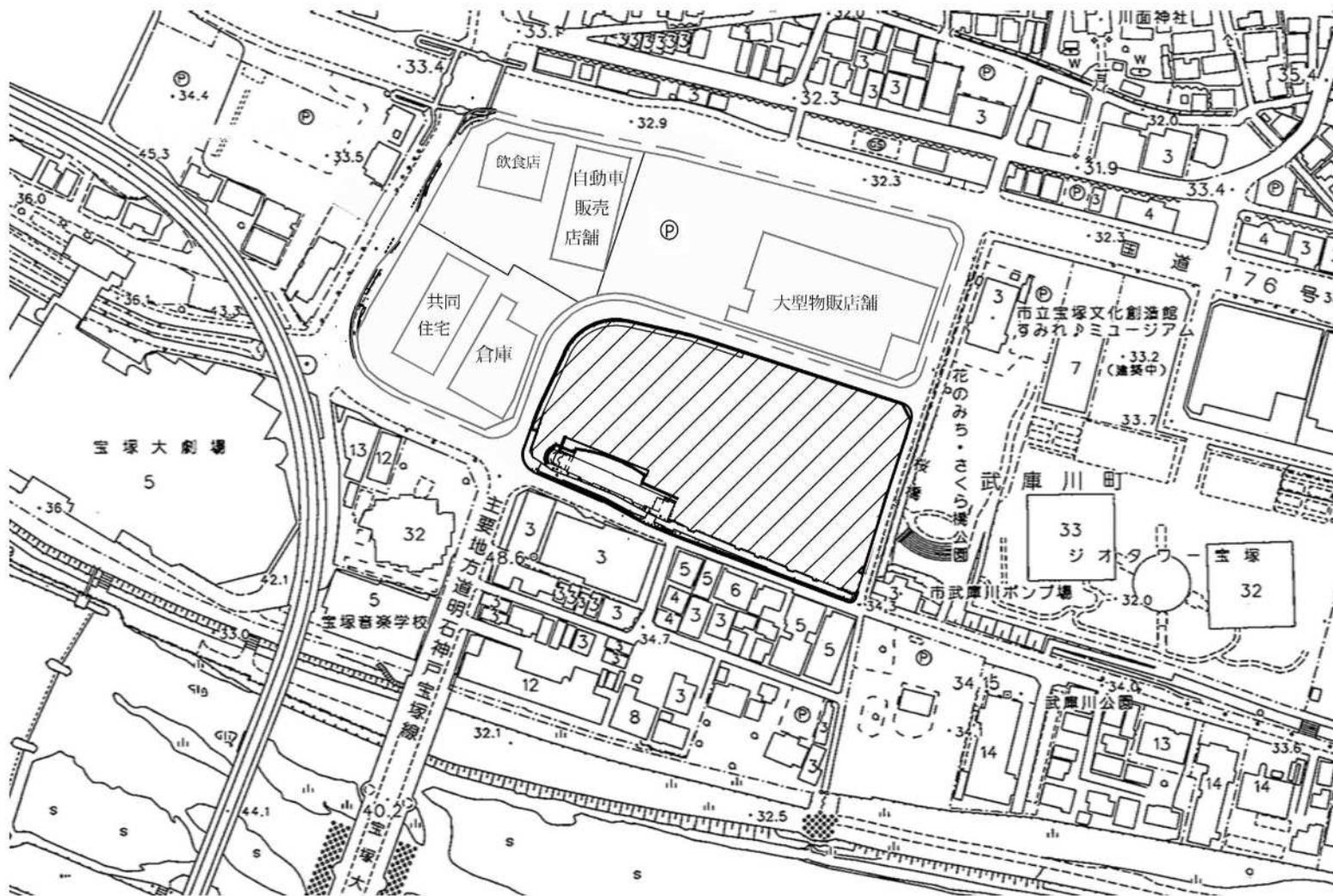
入札参加業者名	入札金額(円)	
(株)アーデント	162,954,000	落札
(株)秋田組	163,000,000	
上原建材工業(株)	165,800,000	
宇都宮建設(株)	171,000,000	
伊藤建設(株)	158,730,000	失格
(株)カナック工業	161,190,000	失格
グローリー建設(株)	-	未入札

(入札価格には、消費税及び地方消費税相当分を含まない。)

- 6 契約金額のうちの消費税額及び地方消費税額 ¥13,036,320.-
- 7 その他 付近見取図及び平面図(別紙添付)

(参考)

付近見取図



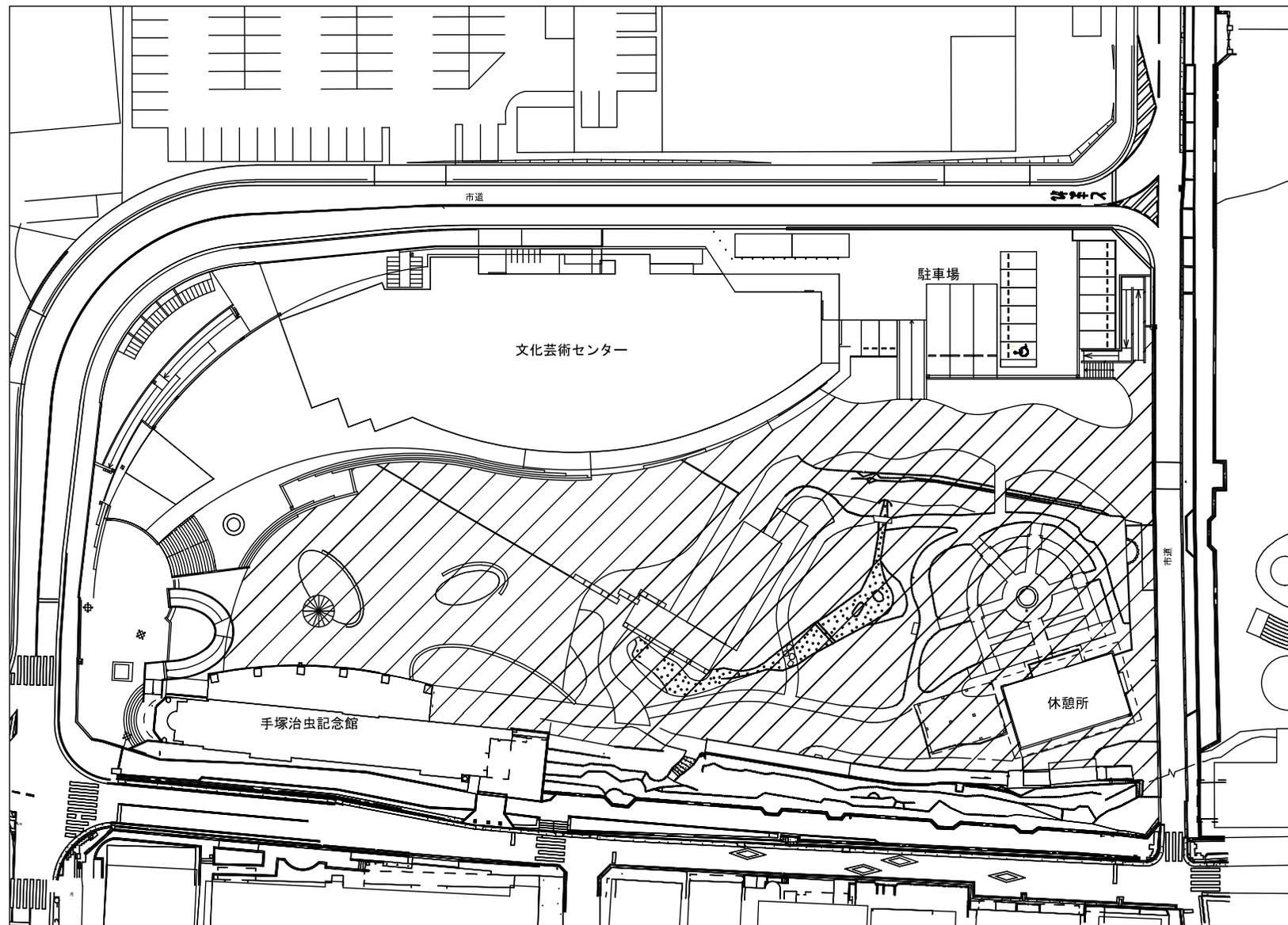
付近見取図 S=1:2500

凡例  今回整備しようとする施設の所在地

(参考)

平面図

宝塚文化芸術センター庭園



平面図 S=1:800

凡例  今回整備しようとする部分



## 議案第32号

### 権利の放棄について

#### 事件の概要

兵庫県の監査において、相手方が市から介護給付費を不正に受給していたことが発覚したため、相手方に不正に受領した介護給付費の返還を求めたが、相手方が任意の返還に応じないため、平成22年7月17日に神戸地方裁判所尼崎支部に訴えを提起し、平成22年9月13日に相手方が市に対して介護給付費等返還金12,392,417円を支払うよう命じる判決が言い渡された。

その後、相手方との納付交渉を通じて、分割納付により合計45,000円の納付があったが、平成23年10月31日の納付を最後に分割納付は履行されなくなり、再三再四の催告にもかかわらず、相手方は介護給付費等返還金を納付しなかった。また、相手方は平成22年2月1日に休業届を提出し、現住所において法人としての実態もない状態であり、相手方の財産も不明であることから、権利の放棄をしようとするものである。

## 議案第33号

### 訴えの提起について

次のとおり訴えの提起をしようとするので、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年（2019年）2月15日提出

宝塚市長 中 川 智 子

#### 1 相手方

■■■■■■■■■■

■■■■■■■■■■

#### 2 請求の趣旨

- (1) 相手方は、宝塚市に対し、市営■■■■■■■■■■及び同住宅内駐車場■■■■■■■■■■を明け渡せ。
  - (2) 相手方は、宝塚市に対し、市営住宅に係る平成21年11月分から平成30年12月7日分までの滞納家賃及び駐車場に係る平成14年7月分から平成30年12月7日分までの滞納使用料の合計額金2,604,800円の金員を支払え。
  - (3) 相手方は、宝塚市に対し、平成30年12月8日以後、(1)の明渡し済みに至るまで市営住宅につき1月58,800円及び駐車場につき1月16,000円の割合による金員を支払え。
  - (4) 訴訟費用は相手方の負担とする。
- との判決並びに(2)及び(3)につき仮執行の宣言を求める。

#### 3 事件に関する取扱い及び方針

本件訴訟における和解の実施につき、市長に一任する。

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。

### 議案第33号

#### 訴えの提起について

##### 事件の概要

相手方は、平成10年6月23日から市営[ ](以下「本件住宅」という。)に入居しているが、平成21年11月分から家賃を、平成14年7月分から同住宅内駐車場[ ](以下「本件駐車場」という。)に係る使用料を滞納し、再三再四の催告及び納付指導にもかかわらず家賃及び使用料を納付しなかった。そこで本市は、宝塚市営住宅管理条例第42条第1項の規定により、平成30年11月22日付けで相手方に対し、同年12月7日までに滞納家賃及び滞納使用料を全額納付しなければ本件住宅及び本件駐車場を明け渡すよう求めたが、履行しないので、やむを得ず本件住宅及び本件駐車場の明渡し等を求める訴えを提起しようとするものである。

#### 宝塚市営住宅管理条例(抜粋)

##### (住宅の明渡し請求)

第42条 市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該入居者に対し、市営住宅の明渡しを請求することができる。

(1) (略)

(2) 家賃を3月以上滞納したとき。

(3)～(7) (略)

2 前項の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

3 (略)

4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することを理由に同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃等の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

5・6 (略)

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。



議案第34号

調停の申立てについて

事件の概要

相手方は、平成10年7月18日から市営[REDACTED]（以下「本件住宅」という。）に入居しているが、平成24年6月分から家賃及び同住宅内駐車場[REDACTED]（以下「本件駐車場」という。）に係る使用料を滞納し、再三再四の催告及び納付指導にもかかわらず家賃及び使用料を納付しなかった。そこで本市は、平成30年11月22日付けで相手方に対し、本件住宅及び本件駐車場の明渡し勧告を行ったところ、相手方から滞納家賃及び滞納使用料の分割納付の申出があったため、裁判所に対して調停の申立てをしようとするものである。

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。



議案第35号

損害賠償の額の決定について

損害賠償の額の算定方法

賠償の金額の内訳

(1) 損害賠償の対象	
ア 車両の損害額	1,240,000円
イ 代車費用	63,720円
合計	1,303,720円
(2) 過失による市の負担割合	50%
(3) 市の相手方に対する賠償金額	651,860円

議案第36号

公の施設（宝塚市立文化芸術センター及び宝塚文化芸術センター庭園）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年（2019年）2月15日提出

宝塚市長 中 川 智 子

- |              |  |
|--------------|--|
| 1 公の施設の名称    | 宝塚市立文化芸術センター及び宝塚文化芸術センター庭園   |
| 2 指定管理者となる団体 | 大阪市淀川区西中島6丁目2番3-905号<br>宝塚みらい創造ファクトリー<br>代表者 株式会社GPMO<br>代表取締役社長 神 原 孝 行 |
| 3 指定の期間      | 平成32年（2020年）4月1日から<br>平成37年（2025年）3月31日まで                                |

議案第36号

公の施設（宝塚市立文化芸術センター及び宝塚文化芸術センター庭園）の指定管理者の指定について  
地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第1項～第5項 (略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 (略)

議案第 37 号

丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関する協議について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、丹波少年自然の家事務組合理約の変更に関して次のとおり関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年（2019 年）2 月 15 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

丹波少年自然の家事務組合理約の一部を変更する規約

丹波少年自然の家事務組合理約（昭和 54 年 4 月 1 日規約第 1 号）の一部を次のように変更する。

第 2 条及び別表中「篠山市」を「丹波篠山市」に改める。

附 則

この規約は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

議案第37号

丹波少年自然の家事務組合規約の変更に関する協議について  
丹波少年自然の家事務組合規約(昭和54年4月1日規約第1号)新旧対照表

現行	改正案
(組合を組織する地方公共団体) 第2条 組合は、次の市町(以下「関係市町」という。)をもつて組織する。 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町 丹波市 <u>篠山市</u> 別表 【別記 参照】	(組合を組織する地方公共団体) 第2条 組合は、次の市町(以下「関係市町」という。)をもつて組織する。 尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町 丹波市 <u>丹波篠山市</u> 別表 【別記 参照】

地方自治法(抜粋)

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体(以下この節において「構成団体」という。)の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 (略)

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条(第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合(同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。))を含む。)及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

【別記】

(現行)

別表

項目	関係市町	負担区分	
		市町別	地域別
施設用地に係る借地料	丹波市	—	100分の80
	篠山市	—	100分の20
施設の設置のために借入れた起債の元利償還金	尼崎市	均等割100分の10 (ただし、猪名川町を除く。) 人口割100分の90	100分の100
	西宮市		
	芦屋市		
	伊丹市		
	宝塚市		
	川西市		
	三田市		
	猪名川町		
施設の管理運営費	尼崎市	均等割100分の9 人口割100分の81	100分の90
	西宮市		
	芦屋市		
	伊丹市		
	宝塚市		
川西市	—	100分の7	
三田市			
猪名川町			
	丹波市	—	100分の7
	篠山市	—	100分の3

人口は、最近の国勢調査人口によるものとする。

(改正案)

別表

項目	関係市町	負担区分	
		市町別	地域別
施設用地に係る借地料	丹波市	—	100分の80
	丹波篠山市	—	100分の20

施設の設置のために借入れた起債 の元利償還金	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	均等割100分の10 (ただし、猪名川町を除く。) 人口割100分の90	100分の100
施設の管理運営費	尼崎市 西宮市 芦屋市 伊丹市 宝塚市 川西市 三田市 猪名川町	均等割100分の9 人口割100分の81	100分の90
	丹波市	—	100分の7
	丹波篠山市	—	100分の3

人口は、最近の国勢調査人口によるものとする。

議案第 38 号

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について

地方自治法第 286 条第 1 項の規定により、兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更に関して次のとおり関係地方公共団体と協議するため、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年（2019 年）2 月 15 日提出

宝塚市長 中 川 智 子

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の一部を改正する規約

兵庫県市町村職員退職手当組合理約（昭和 30 年兵庫県告示第 197 号の 12）の一部を次のように改正する。

別表第 1 号表及び別表第 2 号表中「篠山市」を「丹波篠山市」に改める。

附 則

この規約は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

議案第38号

兵庫県市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議について  
 兵庫県市町村職員退職手当組合理約(昭和30年兵庫県告示第197号の12)新旧対照表  
 (現行)  
 別表第1号表

洲本市、豊岡市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市  
 兵庫県市町村職員退職手当組合、北播衛生事務組合、揖龍保健衛生施設事務組合、北播磨清掃事務組合、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園、加古郡衛生事務組合、淡路広域消防事務組合、南但広域行政事務組合、播磨内陸医務事業組合、中播衛生施設事務組合、淡路広域行政事務組合、兵庫県町議会議員公務災害補償組合、丹波少年自然の家事務組合、西脇多可行政事務組合、姫路福崎斎苑施設事務組合、美方郡広域事務組合、小野加東加西環境施設事務組合、くれさか環境事務組合、北但行政事務組合、中播農業共済事務組合、小野加東広域事務組合、淡路広域水道企業団、播磨高原広域事務組合、中播北部行政事務組合、洲本市・南あわじ市衛生事務組合、北はりま消防組合、西はりま消防組合

(改正案)  
 別表第1号表

洲本市、豊岡市、西脇市、宝塚市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、丹波篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、たつの市  
 兵庫県市町村職員退職手当組合、北播衛生事務組合、揖龍保健衛生施設事務組合、北播磨清掃事務組合、北播磨こども発達支援センター事務組合わかあゆ園、加古郡衛生事務組合、淡路広域消防事務組合、南但広域行政事務組合、播磨内陸医務事業組合、中播衛生施設事務組合、淡路広域行政事務組合、兵庫県町議会議員公務災害補償組合、丹波少年自然の家事務組合、西脇多可行政事務組合、姫路福崎斎苑施設事務組合、美方郡広域事務組合、小野加東加西環境施設事務組合、くれさか環境事務組合、北但行政事務組合、中播農業共済事務組合、小野加東広域事務組合、淡路広域水道企業団、播磨高原広域事務組合、中播北部行政事務組合、洲本市・南あわじ市衛生事務組合、北はりま消防組合、西はりま消防組合

(現行)  
 別表第2号表

地区	市郡	市町長が互選する数	市町の議会の議長が互選する数
第4区	豊岡市、 <u>篠山市</u> 、養父市、丹波市、朝来市、美方郡	1人	1人

(改正案)

別表第2号表

地区	市郡	市町長が互選する数	市町の議会の議長が互選する数
第4区	豊岡市、 <u>丹波篠山市</u> 、養父市、丹波市、朝来市、美方郡	1人	1人

議案第39号

市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年（2019年）2月15日提出

宝塚市長 中川智子

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4513	4513号線	起点	山本野里2丁目81番1		m	m
		終点	山本野里1丁目105番4		395.00	最大 8.05 最小 5.00

議案第39号から第42号まで  
市道路線の認定について  
道路法(抜粋)

(市町村道の意義及びその路線の認定)

第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合には、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

3～5 (略)

議案第 39 号  
市道路線の認定について  
認定路線図



議案第40号

市道路線の認定について

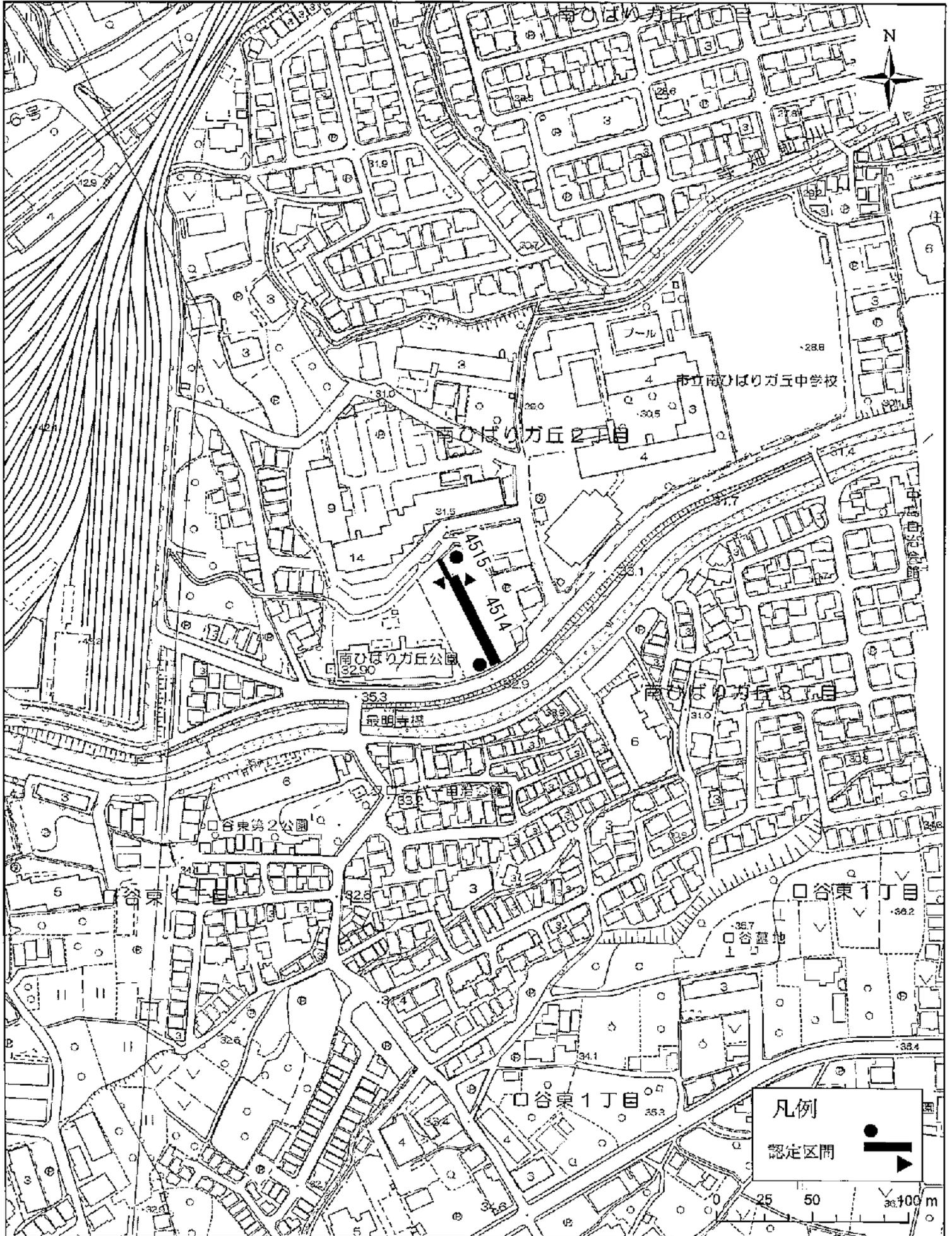
次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年（2019年）2月15日提出

宝塚市長 中川智子

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考		
					路線 延長	路線 幅員	
4514	4514号線	起 点	南ひばりガ丘2丁目 130番5		m 49.90	m 最大12.00 最小 6.00	
		終 点	南ひばりガ丘2丁目 130番15				
4515	4515号線	起 点	南ひばりガ丘2丁目 130番13		m 11.20	m 最大 2.00 最小 2.00	歩行者 専用道路
		終 点	南ひばりガ丘2丁目 130番12				

議案第 40 号  
市道路線の認定について  
認定路線図



議案第41号

市道路線の認定について

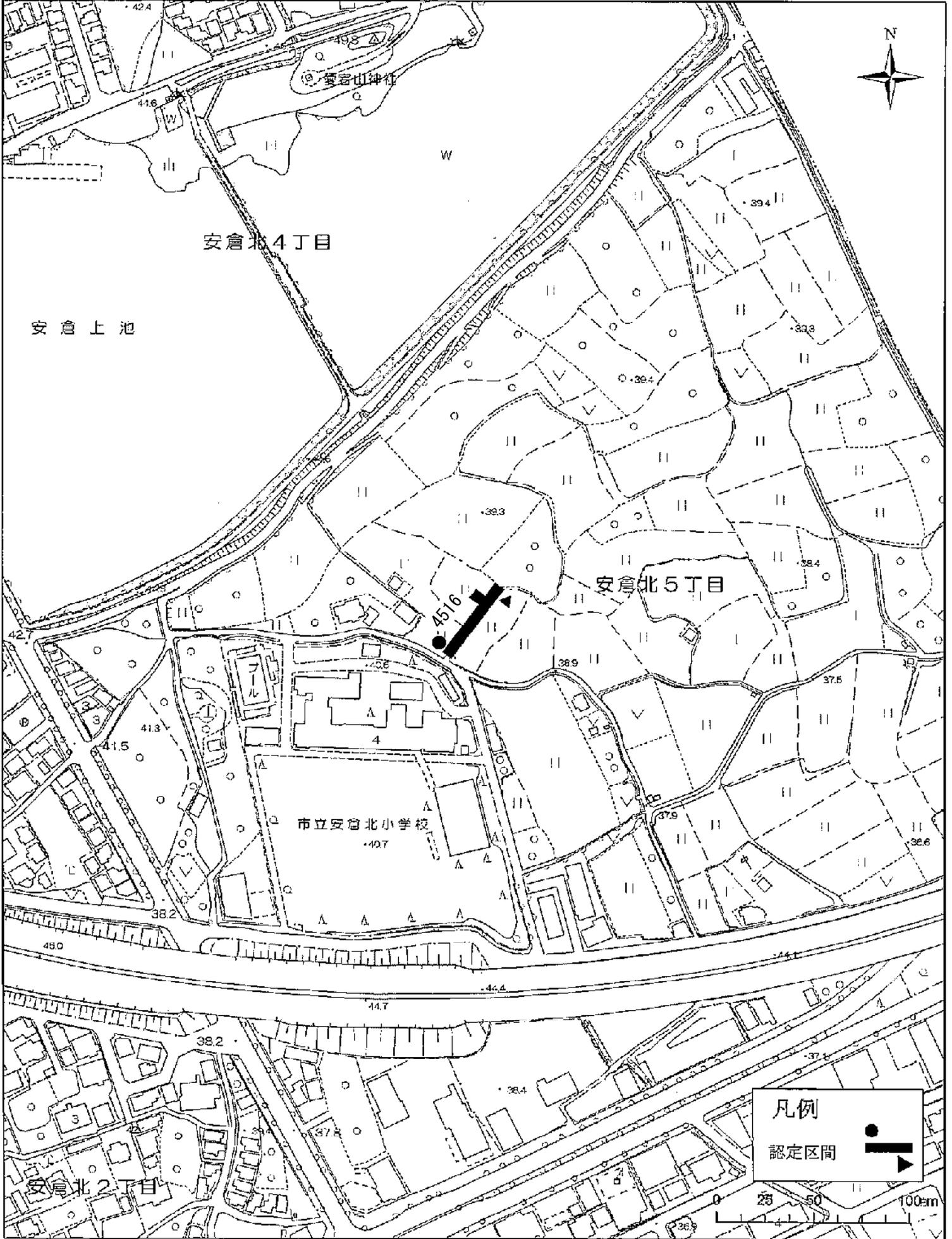
次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年（2019年）2月15日提出

宝塚市長 中川智子

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4516	4516号線	起 点	安倉北5丁目1037番18		m	m
		終 点	安倉北5丁目1037番11		50.80	最大 6.00 最小 6.00

議案第 41 号  
市道路線の認定について  
認定路線図



議案第42号

市道路線の認定について

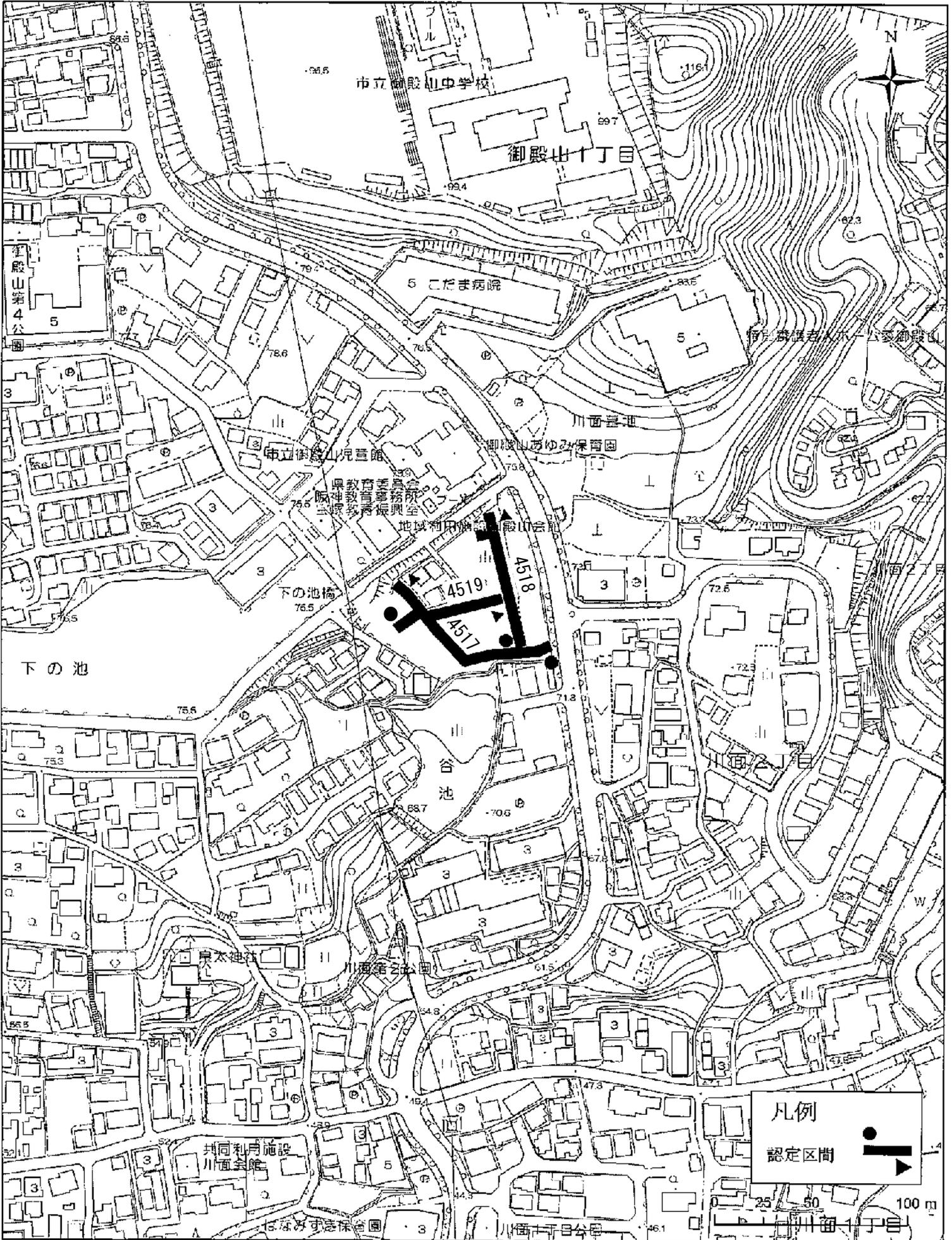
次のとおり市道路線を認定しようとするので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年（2019年）2月15日提出

宝塚市長 中川智子

整理 番号	路線名	認定区間		重要な 経過地	備考	
					路線 延長	路線 幅員
4517	4517号線	起点	川面4丁目174番6		m 101.10	m 最大 6.00 最小 6.00
		終点	川面4丁目141番3			
4518	4518号線	起点	川面4丁目133番6		m 80.40	m 最大 6.00 最小 6.00
		終点	川面4丁目138番3			
4519	4519号線	起点	川面4丁目143番11		m 58.15	m 最大 6.00 最小 6.00
		終点	川面4丁目133番5			

議案第 42 号  
市道路線の認定について  
認定路線図



議案第43号

宝塚市固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて

宝塚市固定資産評価審査委員会の委員3人のうち1人の任期が、平成31年3月31日をもって満了するため、次の者を委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成31年（2019年）2月15日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市固定資産評価審査委員会の委員に選任しようとする者

住 所



氏 名 模 泰 吉

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。

議案第43号

宝塚市固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて  
宝塚市固定資産評価審査委員会の委員に選任しようとする者

住所	
氏名	模 泰 吉
生年月日	
学歴	
職歴	昭和48年 4月 神戸弁護士会(現兵庫県弁護士会)登録 昭和50年 4月 模泰吉法律事務所代表弁護士 (昭和60年4月三宮法律事務所に名称変更) 現在に至る。 昭和60年 4月 神戸弁護士会副会長 平成 6年 4月 宝塚市公平委員会委員 平成10年 4月 宝塚市公平委員会委員 平成12年 4月 兵庫県弁護士会会長 平成18年 4月 近畿弁護士会連合会理事長 平成19年 4月 宝塚市固定資産評価審査委員会委員 平成22年 4月 宝塚市固定資産評価審査委員会委員 平成25年 4月 宝塚市固定資産評価審査委員会委員 平成28年 4月 宝塚市固定資産評価審査委員会委員 現在に至る。

地方税法(抜粋)

(固定資産評価審査委員会の設置、選任等)

第423条第1項・第2項 (略)

3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。

4～9 (略)

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。

議案第44号

宝塚市固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて

宝塚市固定資産評価審査委員会の委員3人のうち1人の任期が、平成31年3月31日をもって満了するため、次の者を委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

平成31年（2019年）2月15日提出

宝塚市長 中 川 智 子

宝塚市固定資産評価審査委員会の委員に選任しようとする者

住 所



氏 名 萩 正 博

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。

議案第44号

宝塚市固定資産評価審査委員会の委員選任につき同意を求めることについて  
宝塚市固定資産評価審査委員会の委員に選任しようとする者

住 所	[REDACTED]	
氏 名	萩 正 博	
生年月日	[REDACTED]	
学 歴	[REDACTED]	
職 歴	昭和49年 4月	株式会社A R I 建築事務所入所
	昭和53年 3月	一級建築士登録
	昭和56年 1月	一級建築士事務所萩建築事務所設立 現在に至る。
	平成12年 4月	一般社団法人兵庫県建築士事務所協会阪神支部幹事
	平成18年 4月	一般社団法人兵庫県建築士事務所協会阪神支部副支部長
	平成20年 4月	ひょうご住まいサポートセンター相談員 一般社団法人兵庫県建築士事務所協会阪神支部相談員 現在に至る。
	平成21年 4月	公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター住宅保険課検査員 現在に至る。
	平成24年 4月	一般社団法人兵庫県建築士事務所協会阪神支部幹事 現在に至る。
	平成28年 4月	宝塚市固定資産評価審査委員会委員 現在に至る。

※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。